

# 神戸市危険がけ応急対策助成事業 補助金交付要綱

平成31年 3月29日 建設局長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、危険な擁壁又は崩壊したがけによる第三者への災害を防除するため、危険がけの所有者等が行う応急対策に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定め、市民の生命及び財産の保護を図り、もって安全で災害に強い都市づくりに寄与することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ 地表面が水平面に対し、30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。
- (2) 人工がけ 擁壁の設置されたがけ又は切土若しくは盛土により人工的に形成されたがけをいう。
- (3) 自然がけ 人工がけ以外のがけをいう。
- (4) 危険がけ 次の①又は②に掲げるものをいう。
  - ① 危険な擁壁 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第16条第2項の規定による勧告若しくは同法第17条第1項の規定による改善命令又は市からの改善要請を受けている擁壁の設置されたがけのうち、道路、公園等の公共施設利用者や隣接居住者等の第三者に対して、重大な危害を与える恐れのあるものをいう。
  - ② 崩壊したがけ 人工がけ及び自然がけのうち、現に発生した崩壊により、道路、公園等の公共施設利用者や隣接居住者等の第三者に対して、重大な危害を与えている又は与える恐れのあるものをいう。
- (5) 応急対策 危険がけの所有者等が行う工事で、次の①又は②に掲げるものをいう。
  - ① 応急防災工事 危険な擁壁について、災害を未然に防止する応急措置として、擁壁及びその背面土砂等の撤去、並びに付帯する仮設施設の設置を行うための工事をいう。
  - ② 応急仮設工事 崩壊したがけについて、第三者への重大な災害を防除する応急措置として、崩土、倒木及びがれき等の撤去、並びに付帯する仮設施設の設置を行うための工事をいう。
- (6) 所有者等 土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (7) 改善要請 市長が、所有者等に対し、災害の防止のため必要な措置をとることを求めることをいう。

## (対象者)

第3条 補助事業の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 危険がけの所有者（所有者が複数いる場合はその代表者。ただし、補助事業の実施について、原則として他の所有者全員の承諾を得た者に限る。）
- (2) 危険がけの管理者又は占有者（補助事業の実施について、原則として所有者全員の承諾を得た者に限る。）

## (対象となるがけ)

第4条 補助事業の対象となるがけは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 個人又は地縁による団体が所有する神戸市内にある危険がけ
- (2) 地盤面からの高さが1mを超える危険がけ（一連の危険がけの場合、一部分でも1mを超える危険がけがあれば、1m以下の部分についても補助事業の対象とする。）

（対象となるがけの除外）

第5条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、対象となるがけから除く。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項の規定による命令、都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定による監督処分又は宅地造成等規制法第14条第1項から第3項までの規定による監督処分を受けている土地
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第21条第1項の規定による監督処分又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第8条第1項の規定による監督処分を受けている土地
- (3) 法令又は規則に違反していると認められる土地
- (4) 国又は地方公共団体から同種の補助金等の交付決定を受けた土地
- (5) この要綱に基づく補助金の交付を受け応急対策を施工した土地

（対象経費）

第6条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が当該年度内に実施する危険がけの応急対策に要する経費とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。）とし、かつ、100万円を限度とする。

2 所有者等が異なる一連の危険がけについて、当該がけを有する土地の所有者等が共同で応急対策を行う場合の補助金の額は、各々が負担する補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。）とし、かつ、各々につき100万円を限度とする。

（交付申請）

第8条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 補助金交付申請書【様式第1号】
- (2) 位置図
- (3) 工程表
- (4) 現況図（平面図及び断面図）
- (5) 計画図（平面図及び断面図）
- (6) 現況写真
- (7) 見積書の写し
- (8) 誓約書【様式第2号】
- (9) 公図（法務局備え付け地図又は地図に準ずる図面）及び土地登記事項証明書（土地登記簿謄本）の写し
- (10) 承諾書等、所有者間で合意されていることが確認できるもの（所有者が複数いる場合や管理

者又は占有者が申請する場合) 【参考様式】

(11) 委任状(代理人が申請事務を行う場合) 【参考様式】

(12) 本人確認書類の写し

(13) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条による申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金規則第6条に基づき補助金の交付の決定をし、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書【様式第3号】

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書【様式第4号】

(2) その他市長が必要と認める書類

(工事着手)

第10条 補助事業者は、前条第1項による通知を受けた後、応急対策工事の着手前に、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

(1) 工事着手届【様式第5号】

(2) 契約書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(緊急時の取扱)

第10条の2 補助事業者は、ただちに応急対策工事をしなければ第三者へ重大な危害を与える可能性がある場合、応急対策工事に着手した後に交付申請をすることができる。

2 市長は、前項による申請について第9条の要件を満たし、かつ、著しく緊急性が高いと判断した場合、補助事業者が応急対策工事に着手した後であっても交付の決定をすることができる。

3 前2項の場合、第8条及び第10条に掲げる書類の提出は各条の規定に関わらず、速やかに提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した補助金交付決定内容変更承認申請書【様式第6号】を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業廃止承認申請書【様式第7号】を、市長に提出しなければならない。

(1) 第8条各号に規定する書類(変更に係る部分に限る)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書【様式第8号】又は補助事業廃止承認通知書【様式第9号】により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 12 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、当該補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該事業の交付決定日の属する市の会計年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 補助事業実績報告書【様式第 10 号】
- (2) 領収書又はそれに代わる証明書の写し
- (3) 工事写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 13 条 市長は、前条による報告を受けた場合においては、速やかに完了検査及び報告書等の書類の審査を実施するものとし、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金規則第 16 条に基づき補助金の交付額を確定し、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書【様式第 11 号】
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書【様式第 12 号】を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書【様式第 13 号】により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(維持管理)

第 16 条 応急対策完了後の法面及び仮設施設等の維持管理は、所有者等が適正に行うものとする。

(権利譲渡の禁止)

第 17 条 第 9 条第 1 項の通知を受けた補助事業者は、決定された権利を第三者へ譲渡してはならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 8 月 3 日から施行する。